

岐阜県飛騨食肉衛生検査所視察受入事務処理要領

第1 目的

岐阜県飛騨食肉衛生検査所（以下「飛騨食検」という。）が行う飛騨ミート農業協同組合連合会（以下「JA飛騨ミート」という。）施設内における業務を行政関係者が視察する際に、衛生管理上、支障が生じることを未然に防ぐとともに、その申し込み及び承認手続きについて、円滑な事務を行うため、必要な事項を定める。

第2 対象となる視察

次のすべての条件に合致する視察とする。

ただし、厚生労働省（東海北陸厚生局を含む）が行う各国輸出認定要綱に基づく査察については、対象としない。

- (1) 視察者は食肉衛生検査所及び厚生労働省等の国又は地方自治体の職員であること。
- (2) 視察者の所属する機関の長が、当該機関の業務に資すると認める視察であること。
- (3) 視察者はJA飛騨ミートの定める要件を満たす者であること。

第3 申し込み

- 1 視察を希望する者は、視察希望日の概ね2カ月前までに、飛騨食検の担当職員に電話等により、視察の目的、希望日及び人数を伝え、受入の可否を確認する。
- 2 1により、飛騨食肉衛生検査所担当職員が受入可能と認めた場合には、視察を希望する者の所属する機関の長から、様式1に必要事項を記入し、電子メール（c22514@pref.gifu.lg.jp）により、飛騨食検所長あてに提出する。
- 3 飛騨食検所長は、提出された書類を確認し、適当と認めたときは、JA飛騨ミート代表者へ様式2により、視察者の所属する機関の長へ様式3により通知する。

第4 その他

- 1 11月、12月、3月及び4月については、特別な事情がない限り、受け入れしない。
- 2 施設内の動画撮影、フラッシュを使用した撮影は原則認めない。
- 3 飛騨食検の業務への視察受入において、この要領に定めのない事項が生じた場合には、飛騨食検及びJA飛騨ミートがその都度協議し、決定する。

附則

- 1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年9月23日から施行する。